

蔵王協議会だより

Z A O C O N F E R E N C E

32

2020



地域医療を見つめ
愛され続ける病院をめざして。

Photo : 山形大学医学部 Student Doctor 認定証授与式の様子

こえ
voice

寄稿

蔵王協議会会長のご挨拶

蔵王協議会 会長 上野 義之

蔵王協議会会員の〈声〉

山形県薬剤師会 会長 岡寄千賀子

関連病院会の〈声〉

公立置賜病院企業団 院長 横澤 秀一
南陽病院

報告

蔵王協議会活動報告(定期総会／各種委員会)

研修医の〈声〉

山形大学医学部附属病院

研修医 1年 内山 尚哉

研修医 2年 鈴木 一司

指導医の〈声〉

山形大学医学部附属病院産科婦人科 堤 誠司

蔵王協議会会則・山形大学関連病院会会則

山形大学関連病院会加盟病院一覧





蔵王協議会会長就任にあたり

蔵王協議会
会長 上野 義之

蔵王協議会会員の皆様には、平素より蔵王協議会の運営につきまして、各段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、蔵王協議会会長に就任いたしました山形大学医学部長の上野義之です。嘉山前会長より、令和元年度総会が開催されなかったために会長代行にご指名いただき、その後、書面での審議により承認をいただきました。これからも蔵王協議会会員の皆様のご協力をいただきながら、引き続き、人材育成と地域医療の向上に寄与してまいりたいと存じますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

さて、蔵王協議会は、山形大学並びに関連医療施設の医学・医療の充実と発展を図り、人材養成と地域医療の向上に寄与することを目的として、嘉山孝正前会長（山形大学名誉教授・山形大学顧問）が山形大学医学部附属病院長時代の平成14年に設立された組織です。当初は山形大学蔵王協議会として、医学部とその関連病院を中心とした会でしたが、現在会員は山形大学医学部教授会構成員、山形大学医学部教室員会会員、山形大学関連病院会会長、山形大学関連病院会に加盟する各病院（県内69施設、県外15施設）の代表者並びに山形県、山形県医師会、山形県歯科医師会、山形県看護協会、山形県薬剤師会、山形県助産師会の代表者といった地域医療に関わるステークホルダーで構成され、具体的な事業としては、1) 卒後臨床研修体制整備、2) 関連医療施設との連携、3) 地域医療構想への対応 4) 地域の医師の適正配置、5) 医療事故調査制度への対応、等を山形県内の医療を開かれた場で考える画期的な会です。

人材育成と地域医療の向上においては、山形大学医学部と蔵王協議会の連携が大きな役割を果たしており、卒前卒後の医学教育に一貫して関与する仕組みが構築されています。山形大学医学部では、全国に先駆けてスチューデント・ドクター制度を導入し、医学生は長期間（74週）臨床の現場でチーム医療の一員として実践的な医師育成を目指す教育を受けています。臨床実習は、山形大学医学部附属病院に加えて蔵王協議会に加盟する山形県内の関連病院並びに診療所で行うことができ、高度で実践的な臨床能力をもつ医師を育成するシステムとなっています。卒後教育においても、卒後の医師育成プロセス（初期臨床研修、後期研修（専門研修）、生涯教育）を総合的に行うため、蔵王協議会、山形大学医

学部附属病院卒後臨床研修センター、山形大学医学部総合医学教育センターが連携し、多様な医師育成プログラムを整備しています。初期臨床研修においては、最長12ヶ月の市中病院での研修を選択できる「たすきがけ方式」を採用しており、希望に応じて、大学病院に加え複数の市中病院で幅広い経験を積むことができます。また、後期研修（専門研修）においても、大学病院と山形大学関連病院が有機的に結びついた研修が可能で、我が国の医学部で最初に導入した大学院社会人選抜を最大限に利用することにより、市中病院に勤務しながら大学院生として専門医取得のための研修や博士号取得のための研究を行うことができます。こうした卒前卒後の一貫した医学教育は、蔵王協議会会員の皆様のご協力があってこそ実現できるものであり、山形大学医学部としましては大変感謝しているところです。

また、山形大学医学部では、重粒子線治療を実施する北海道・東北地区で初となる「山形大学医学部東日本重粒子センター」の開所に向けた準備も着々と進めております。本センターでは、治療室（照射室）を2室準備しています。1つは水平ビームで体側方向から照射する固定照射室で、ここでは主に前立腺がんの治療が行われます。もう1つはビームの角度を360度自在に変更できる回転ガンテリ照射室です。前立腺がん以外のがんは、回転ガンテリ照射室で治療が実施されます。重粒子線治療用の回転ガンテリは世界でまだ2台しか稼働しておらず、本センターが世界で3番目の回転ガンテリになります。患者さんへの治療照射は、来年2、3月頃に固定照射室での前立腺がん治療からスタートする予定としており、前立腺がんに対する重粒子治療は公的保険でカバーされるので、患者さんにとってきわめて有力な治療の選択肢になると思います。それ以外のがん患者さんへの治療も来年夏頃までには開始される予定です。日本で生まれた重粒子線がん治療を、ここ山形から広く国内外に発信していきたいと考えておりますので、今後も蔵王協議会会員の皆様のご支援をお願い申し上げます。

最後になりますが、今、世界では新型コロナウイルス感染拡大のためにこれまで経験しなかった状態となっています。日本の各地でその暗い影響は大きくなり、市民生活にも大きな影響を及ぼしています。山形大学医学部も未曾有の事態に直面しておりますが、蔵王協議会会員の皆様と協力しながら、地域医療を守っていききたいと存じますので、引き続きご支援いただきますようお願い申し上げます。



蔵王協議会の会員として

山形県薬剤師会
会長 岡寄 千賀子

山形大学医学部並びに蔵王協議会の先生方には、日頃より山形県薬剤師会の各種事業におきまして、多大なるご理解とご協力を賜り改めてお礼申し上げます。

令和2年6月7日より山形県薬剤師会会長に就任いたしました岡寄千賀子です。薬剤師会からは東海林徹前会長に引き続き参加させていただくことになり、大変光栄に存じますとともに、身の引き締まる思いであります。

山形県薬剤師会は県内11地区薬剤師会からなり、約1,200名の会員は、薬局、病院、製薬企業、医薬品卸、行政機関等、様々な職種で活動しています。医薬品供給のみならず、地域における公衆衛生、医薬品の適正使用、学校保健の向上等、それぞれの立場で県民の健康な生活の確保・向上に寄与することを目的とした事業を幅広く行っています。

高齢化率全国6位、既に超高齢化社会を迎えている山形県においては、地域住民の医療や介護の需要は、今後さらに増加することが見込まれています。昨年末に薬機法(医薬品医療機器等法)が改正されました。地域包括ケアシステムの一員として、薬剤師は他医療提供施設の医師若しくは歯科医師又は薬剤師と連携し、服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導などの役割を担うことが期待されています。また、調剤した薬剤の適正な使用のため必要があると認める場合には、薬剤使用期間中の患者フォローアップ業務を行わなければならない旨が新たに規定され、本年9月1日から施行となります。具体的には、対面(来

局・訪問)のほか、電話やファックス等で薬剤の使用状況を確認し、必要な情報を提供し指導を行なうというものです。これは薬剤師が薬学的知見に基づいて判断するものであり、必ずしも患者等の同意を前提としないため、当初の混乱は避けられないものと考えています。継続的・一元的な服薬管理の必要性を丁寧に説明し、理解を得られるよう努めてまいりますので、会員の先生方にもご承知していただければ幸いです。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大により、人が一堂に会することが難しい状況下で各種会合や研修会が相当程度中止され多くの業務が滞っています。速やかな収束を願っておりますが、どうにも難しいようです。会務遂行のため、ICTを活用した情報伝達の体制整備が急務となりました。WEB会議、オンライン研修システムも早急に導入しなければなりません。山形県薬剤師会では、もともとICT活用により冬季に遠方から会議に参加する会員の負担軽減や県内各地区とのネットワーク体制の構築を目指しておりましたが、否応なく新しい生活様式への変換が求められた格好です。このスタイルが今後の標準になっていくのでしょうか。皆様からお知恵をお借りして、柔軟に対応していく所存です。

Socialで Physicalな距離は保ちつつ、蔵王協議会の皆さまとの連携、協力体制は今まで通り密にさせていただきたくお願い申し上げます。地域医療の向上のため「かかりつけ薬剤師・薬局」として信頼されるよう地域医療に貢献してまいります。どうぞよろしく願いいたします。



サテライト病院の院長、2年目です。

公立置賜病院企業団
南陽病院
院長 横澤 秀一

昨年からは院長をさせていただいています。当院は昨年6月に新病院に新築移転しました。入院患者さんの引っ越しや機械備品の移設など、大変に慌ただしいスタートになりました。昨年4月には手伝いをいただいている山大的医局の教授に挨拶をしに伺い、20年くらい前に知っていた大学病院とは色々変化しているのを実感、常にどこかで工事が行われ、現在は重粒子線治療センターの完成に向けて前進しているとのことで、心強いことだなと感じてきました。

当院は置賜総合病院のサテライト病院です。

外来は初期診療や慢性疾患の治療を行っています。常勤医がいる内科、外科は毎日診療できますが、内科は常勤医だけでは足りずにお手伝いをいただいている状況です。それ以外の整形外科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科が週3回、脳外科、形成外科は隔週の診療になります。医師の派遣元は置賜総合病院(企業団)と山形大学がほとんどです。もし医師不足で山形大学が回らなくなると、置賜総合病院の具合が悪くなり、どちらの病院からも応援をいただいている当院は瀕死の重傷になって機能しなくなります。大学の健全な運営と医師確保が当院の急所であると感じています。

入院は主に置賜総合病院からの転院を受け入れて、リハビリを行い在宅復帰を目指しています。また、穏やかな最期を過ごしていただくことも当院の重要な役割になっています。急性期の病院は在院日数の短縮を目指しており、終末期の加療と合わない面があります。リハビリも看取りもある程度の入院期間がある当院に強

みがあると感じています。

当直医師の確保は置賜総合病院(企業団)主体で決めていただいているのですが、実際は山大からのお手伝いも多くいただいで維持されています。当院の当直医は外来の急患対応はなく、病棟の入院患者さんの転倒転落の際の診察、患者さんが亡くなられた時の死亡確認などをお願いしています。日誌に「特になし」と記載されていることが多く、当直医に寝不足をさせず、大学での疲れを少しでも癒していただければと感じています。

若い大学の先生方が当院にアルバイトに来て収入を得ていただくのは嬉しい限りです。私は、昭和57年に卒業して昭和60年から東北大学病院に7年間在籍しました。生活費の多くは岩手、山形、福島などの近県に出て得ていました。遠い、安い、忙しいなどの3重苦と闘いながら、家族を養うために頑張ってきました。バイト先ではいろいろよくしていただき、多くの学びを得られたと感じています。今は新型コロナの騒ぎで、世の中が一変しています。仕方がないことだと思われそうですが、ずっと続くことはないと考えます。新しい生活様式、行動変容は一時的にして終わらせなければいけません。有効なワクチンや特異的な治療薬の開発が待たれます。根本的な経済対策であり、若い人達の健全な成長のためには人と人が密に接することができるようになるのが大事だと思われま。

若手の医療人の養成に少しでもお役に立てればと思っています。ますます当院をお引き立ていただければ幸いです。今後ともよろしくご願ひ申し上げます。

1. 定期総会

【令和元年度定期総会】

新型コロナウイルス感染症の影響により、見合わせていた令和元年度定期総会を書面にて開催。

議決があったものとみなされた日：令和2年10月6日(火)

議事：

(1) 決議事項

- ①蔵王協議会会則の改正について
書面にて諮られた結果、了承された。
- ②令和元年度決算について
書面にて諮られた結果、了承された。
- ③令和2年度予算について
書面にて諮られた結果、了承された。

2. 各種委員会

■運営委員会

【令和元年度第2回】

日時：令和2年3月16日(月)14:00～15:00

場所：山形大学医学部第一会議室

議事：

(1) 協議事項

- ①蔵王協議会会則の改正について

【令和元年度第3回】

議決があったものとみなされた日：令和2年9月10日(木)

議事：

(1) 決議事項

- ①蔵王協議会会則の改正について
- ②令和元年度決算について
- ③令和2年度予算について

■山形地域医療構想委員会

【令和元年度第2回】

日時：令和元年11月11日(月)14:00～14:40

場所：山形大学医学部第一会議室

議事：

(1) 協議事項

- ①地域医療構想への対応について

■山形医師適正配置委員会

【令和元年度第3回】

日時：令和2年2月4日(火)15:00～16:13

場所：山形大学医学部大講義室

議事：

(1) 協議事項

- ①河北病院の今後の方針について
- ②北村山公立病院からの
常勤医師等派遣の要望について
- ③山形済生病院からの
常勤医師派遣の要望について
- ④寒河江市立病院からの
常勤医師派遣の要望について
- ⑤国立病院機構山形病院からの
常勤医師派遣の要望について
- ⑥米沢市立病院からの
常勤医師等派遣の要望について
- ⑦県立河北病院からの
常勤医師派遣の要望について
- ⑧県立中央病院からの
常勤医師派遣の要望について
- ⑨鶴岡市立荘内病院からの
常勤医師派遣の要望について

(2) その他



山形医師適正配置委員会の様子



研修医になって思うこと

山形大学医学部附属病院

初期研修医 内山 尚哉

初期研修医1年目の内山尚哉と申します。今年の4月から初期研修医として、山形大学医学部附属病院（以下、大学病院）で研修させていただき、充実した日々を過ごしています。

私の出身地は岩手県で、その後山形大学へ入学・卒業しました。研修先を選ぶ際、山形県内ならば学生時代を過ごしたことで各地域や医療の特徴をある程度見聞きしているため、より深く研修ができると考えて県内で初期研修を行うことを決めました。また、大学病院での研修を選んだ理由は、学生実習の目線と初期研修医として働く目線とで比較して自分の成長を実感したかったからです。同じ処置や手技でも、研修医になると取り組み方や着目点が変わることが多々ありました。学生時代は症状や疾患に対して、行う処置や治療方法が大まかに分かっていたら良かったのですが、研修医になって実際に行う立場になると、物品の準備や終了後の指示、薬品の投与量や投与時間など、学生時代には考えなかった知識が多いことに驚きました。さらに、一つ一つの処置や指示に責任が生じることがよくわかりました。他に大学病院を選んだ理由として、たすきがけ制度で異なる病院でも研修できる点があります。複数の病院で学べるた

め経験できる症例の幅が広く、また、たくさんの方々とお仕事をさせて頂くことで、より成長できます。

大学病院を選んで良かったことは、将来の進路を踏まえた研修をさせて頂けることです。私の希望進路は病理診断科ですが、研修プログラムを決める段階から相談に乗ってくださり、ローテートする診療科ごとに目的を持ったプログラムを組むことができました。それぞれの研修中の診療科でも、病理診断に関連する業務を割り当てて頂くことが多く、とても勉強になっています。特に病理の検査依頼書を記載させて頂いたことや、自分で採取した検体を観察する機会を頂いたことが印象に残る貴重な経験となりました。

日々の業務で意識していることは、自分で考えて判断・評価を行ってから上級医の方々にコンサルトすることです。大学病院は上級医の先生が多く、相談しやすい環境です。要点をまとめてプレゼンし、自分の考えや方針を評価して頂くことで、至らなかった部分や足りなかった知識を学ぶことができます。

この先、いろいろな形でお世話になる機会を頂く際は、どうかご指導よろしく申し上げます。



私の初期研修での経験

山形大学医学部附属病院

初期研修医 鈴木 一司

この度は貴重な執筆の機会を頂き、ありがとうございます。初期研修の期間も残り数か月となりましたが、これまで約1年半の研修生活について振り返らせて頂きたいと思います。この拙著が熱意ある学生や研修医、あるいは現場で奮闘されている先生方を鼓舞する一助となれば幸いです。

私は学生の頃から病理医を志しており、山形大学医学部病理診断学講座への入局宣言とともに、山形大学医学部附属病院を研修病院として選択しました。大部分の研修医は臨床医を志して研修することと思いますが、私の初期研修における目的は、臨床の先生方が病理診断を依頼する際に何が知りたいのかを学ぶこと、そして提出される病理標本の背景にある患者さんや、その家族の想いを理解することでした。大学病院の初期研修プログラムの優れた点は、必修科での研修以外の期間を自由に選択できること、また「たすき掛け」のシステムにより市中病院での研修ができることにあると思います。様々な診療科や病院で、多彩な背景の患者さんを実際に担当し、多くのことを学びました。この経験は確実に将来の糧となると思います。

1年目の研修が始まった頃は、本物の医師となり全ての医療行為に責任を伴うことに非常に緊張しながら、日々の研修に臨みました。薬剤の処方や点滴の入力などの病棟業務、あるいは

救急外来での診察や処置など、学生の頃は指導医の後ろについて見学や手伝うことしかできなかった仕事を自分ですることとなり、単なる学生実習の延長とは異なるのだということを実感しました。

現在新型コロナウイルス感染症が世界的な大流行をみせており、世間が混乱の渦中にあります。2020年3月31日、私がたすき掛けによる市中病院での研修を始めようとするまさにその前日に、我が山形県でも初の感染者が確認されました。日常の診療は感染予防が第一となり、患者数や検査・手術の件数は激減しました。この時、研修中の病院では呼吸器内科の常勤医がおらず、研修医も検体採取や疑似症の初期対応などを前線で行うこととなりました。誰もが初めての経験であり五里霧中の状態でしたが、このように医療者として災禍に立ち向かったことも、一つの貴重な経験であったと思います。感染の終息にはまだ時間がかかると予想されますが、微力ながら尽力できればと思います。

最後になりますが、我々がこのように有意義な研修を行うことができるのも、蔵王協議会の皆様方のご支援があつてのことと思います。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。各科の先生方には今後ともお世話になるかと思っておりますが、ご指導ご鞭撻の程よろしくお願い致します。



山形大学医学部附属病院産科婦人科

堤 誠 司

初期臨床研修において産婦人科研修をする意義

令和 2 年度より、産婦人科が初期臨床研修の必修科となりました。本年度専攻医研修を開始する 9,072 人中、産婦人科を専攻する医師は 476 人でしたので、その割合は 5.2% となります。おおよそ 20 人中 19 人は将来的に産婦人科を選択しないわけです。今年の国家試験の合格者は 8,583 人ですから、おおよそ 8,100 人強の医師は初期研修でのみ産婦人科を経験することになります。そこで、多くの初期研修医が有意義な産婦人科研修を行うために「なぜ、産婦人科研修が必要なのか」、「今後の自分の専攻に産婦人科研修をどう生かすか」、そして将来産婦人科を専攻しようと考えている初期研修医には「産婦人科医師としてやっていくための原体験」を、この期間に体験していただきたいと思うのです。

まず、第一は「生命の誕生の瞬間に立ち会う」ことです。医師は「病」と対峙するとともに、たくさんの「死」に向き合っていくことになります。しかし、「死」と対称にある「生:命の誕生」は産婦人科でしか体験することはできません。「命の誕生」の喜びを責任ある第 3 者として体験することは、最終的にどの専攻科を選択するにしても、代えがたい学びとなることは間違いありません。第二に、「女性の腹痛とその鑑別」です。月経困難症や異所性妊娠、卵巣腫瘍捻転など、女性特有の腹痛の鑑別は重要です。昔から「女性をみたら妊娠を疑え」と言われます。

救急診療の場で女性の腹痛に対し、ルーティンに腹部 X 線や、CT を真っ先にオーダーしてしまいがちですが、まずは妊娠反応を確認しましょう。実際に指導医とともに女性の診察方法を学ぶことは他科の診察の場においても有用です。なにせ人類の半分は女性ですから。第三は、「妊婦さんへの処方仕方を学ぶ」ことです。産婦人科には妊娠を希望して不妊症の治療を受けられておられる方もたくさんいます。また、悪性腫瘍や自己免疫疾患で薬物の投与を受けている方もいるでしょう。もちろんすでに妊娠している方もいらっしゃいます。そのような方に対して、催奇形性や胎児毒性のある薬剤の投与を控えなくてはならない機会に遭遇した時に、どのような薬剤を選択するべきか、基本的な知識が必要です。特に初期研修の時期に覚える薬剤の知識が、その後の医師としての土台になるはずで

以上、初期研修で産婦人科を学ぶ意義について主な事柄を挙げてみました。産婦人科は不妊症や、女性医学（思春期、中高年女性の健康管理）などの内科的分野と妊娠出産、悪性・良性腫瘍の手術などの外科的分野の両方を含みます。もちろん患者管理上、他科と連携して一人の患者に対応する場面も多々あります。ぜひ、女性をトータルに診ることができる産婦人科がどのような診療科であるのか、自ら研修して体験していただきたいと思います。

蔵王協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会を蔵王協議会と称する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本会は、会員相互の緊密な連携と協力により山形大学並びに関連医療施設の医学・医療の充実と発展を図り、人材養成と地域医療の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 卒後臨床研修体制の整備等に関すること。
- (2) 関連医療施設との連携に関すること。
- (3) 地域医療構想への対応に関すること。
- (4) 地域の医師の適切な配置に関すること。
- (5) 医療事故調査制度への対応に関すること。
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、次の通りとする。

- (1) 山形大学医学部教授会構成員及び山形大学医学部教室委員会会長
 - (2) 山形大学関連病院会会長
 - (3) 山形大学関連病院会に加盟する各病院の代表者
 - (4) 山形県、山形県医師会、山形県歯科医師会、山形県看護協会、山形県薬剤師会及び山形県助産師会の代表者
- 2 代表者が会員となっている団体において、代表者に交替があったときは、後任の者が会員資格を引き継ぐものとする。

第4章 組織及び役員等

(組織)

第5条 本会の議決機関として総会を置く。

2 本会の運営及び事業を円滑に行うため、本会に運営委員会を置く。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人
- (3) 執行委員 9人

2 役員は、第11条に規定する監事を兼務するこ

とはできない。

(会長)

第7条 会長は、山形大学医学部長とする。

2 会長は会務を統括し、本会を代表する。

(副会長)

第8条 副会長は、山形大学医学部附属病院長、山形大学関連病院会会長及び山形県医師会会長とする。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。

3 第2項により、会長の職務を代理する副会長の順位については、予め会長が指名し、総会の承認を得ておくものとする。

(執行委員)

第9条 執行委員は、次の者とする。ただし、第4号及び第5号の者については、第5条第2項に規定する運営委員会において選出し、総会において承認を得なければならない。

- (1) 山形大学医学部教室委員会の代表者
- (2) 山形県の代表者
- (3) 山形県歯科医師会の代表者
- (4) 山形大学医学部教授会構成員から3人
- (5) 山形大学関連病院会加盟病院から3人

2 執行委員は、運営委員会に出席し、運営委員会が所掌する事項について職務を行う。

(任期)

第10条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(監事)

第11条 本会に、監事を2人置く。

2 監事は、第4条第1項に規定する会員のうち、山形大学医学部教授会構成員から1人、山形大学関連病院会加盟病院から1人を、運営委員会が推薦し、総会において決定する。

3 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

4 監事の任期等については、第10条を準用する。

第5章 総会

(開催)

第12条 総会の議長は、会長をもって充てる。

2 総会は、会員で構成する。

3 第4条第1項第3号及び第4号に規定する会員について、やむを得ない理由により、総会に出席できない場合は、会員の属する団体等の職員に代理させることができる。

4 総会は、会員の過半数の出席により成立する。ただし、議長に委任状を提出した場合は、出席に代えるものとする。

5 総会は、原則として年1回3月に定期開催するものとし、会長が招集する。その他、会長が必要と認めた場合は、臨時の総会を招集することができる。また、会長を除く運営委員会の委員の

- 5分の2以上から請求があった場合は、会長は速やかに臨時の総会を開催しなければならない。
- 6 総会の議決は、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 7 自然災害等のやむを得ない事情で総会の開催ができないと会長が判断したときは、書面等をもって表決することができる。
- (議決事項)

第13条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1)第9条第1項第4号及び第5号に規定する執行委員の承認並びに第11条第2項に規定する監事の決定
- (2)事業計画
- (3)事業報告
- (4)予算
- (5)決算
- (6)蔵王協議会会則、蔵王協議会部会規程及び蔵王協議会部会規程第5条に規定する小委員会規程の変更
- (7)第16条第1項第6号により議決された事項の承認
- (8)その他、本会の運営に関する重要な事項

第6章 運営委員会 (構成)

第14条 運営委員会の構成は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)会長
 - (2)副会長
 - (3)執行委員
 - (4)第17条第1項に規定する各部会の部会長
- 2 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、参考意見を聴くことができる。
- (開催)

第15条 運営委員会の委員長は、会長をもって充てる。

- 2 運営委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
 - 3 運営委員会は、委員の2分の1以上から開催の要請があった場合には、臨時に開催するものとする。
 - 4 運営委員会は、第14条第1項に規定する構成員の過半数の出席により成立する。ただし、委員長に委任状を提出した場合は、出席に代えるものとする。
 - 5 運営委員会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。
 - 6 急を要すると委員長が判断した議決事項について、書面等をもって表決することができる。
- (議決事項)

第16条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項

について議決する。

- (1)第9条第1項第4号及び第5号に規定する執行委員の選出
- (2)第11条第2項に規定する監事の推薦
- (3)第13条に規定する総会議決事項の協議
- (4)部会及び蔵王協議会部会規程第5条に規定する小委員会への事業の委任・調整
- (5)本会への要望事項の協議等
- (6)総会の議決が必要な事項について、緊急を要するため、総会の招集を待つことができない事項。ただし、直近に開催される総会に報告し、承認を得なければならない。

第7章 部会 (部会)

第17条 本会の目的達成のため次の部会を置く。

- (1)関連医療施設部会
 - (2)研修部会
 - (3)評価・企画・広報部会
- 2 各部会の委員は、会長が副会長と合議の上、指名するものとする。
- 3 各部会の部会長及び副部会長は、各部会の委員から会長が副会長と合議の上、指名するものとする。
- 4 各部会の部会長、副部会長及び委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 5 委員の構成については、蔵王協議会部会規程に定める。

第8章 事務局 (事務局)

第18条 本会の事務局を山形大学飯田キャンパス事務部総務課内に置く。

- 2 事務局は、事業の円滑な実施に必要な事務及び会計に関する事務を行う。

第9章 会計 (会計)

第19条 本会の事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 本会の運営に必要な経費は、蔵王協議会会費規程に規定する会費及びその他の収入をもってこれに当てる。

附 則

この会則は、平成14年8月8日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成15年3月29日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成17年7月20日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成18年12月5日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成24年12月7日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成28年1月26日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成28年3月30日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成29年7月19日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成29年8月18日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成30年9月15日から施行する。

附 則

- 1 この改正会則は、令和2年10月6日から施行する。
- 2 令和2年度に限り、第9条第1項に規定する執行委員の選出を会長、副会長に一任する。

(3)評議員 若干人

(4)監事 2人

- 2 会長は、総会で会員の中から選出する。
- 3 副会長及び評議員は、会員の中から会長が委嘱する。
- 4 監事は、総会で選出する。
- 5 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(総会)

第7条 総会は、定例総会及び臨時総会とする。

- 2 定例総会は、年1回会長が招集する。
- 3 臨時総会は、必要に応じて会長が招集する。

(経費)

第8条 本会の運営に要する経費は、会費(年30,000円)及びその他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、理由を付し退会届(別紙様式2)を会長に提出しなければならない。

- 2 本会則を遵守しないとき又は山形大学関連病院会並びに蔵王協議会の名誉を毀損する行為があったときは、役員全員の合意に基づき、当該会員を退会させることができる。
- 3 会員の退会にあたり本会に既に納入した会費は、理由の如何を問わず返還しない。

附 則

この会則は、平成14年8月8日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年3月8日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年1月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年1月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年5月15日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年7月19日から施行する。

山形大学関連病院会会則

(構成・名称)

第1条 本会は、山形大学に関連する医療施設を会員として構成し、山形大学関連病院会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦、研修を図るとともに、蔵王協議会と密接な連携を取りながら卒後臨床研修及び地域医療の充実に寄与することを目的とする。

2 本会は、蔵王協議会に加盟するものとする。

第3条 本会会員は、前条の目的に賛同し入会した者とする。

(入会)

第4条 会員になろうとする者は、所定事項を記入した入会申込書(別紙様式1)を会長に提出し、会長の承認を受けなければならない。

(事務所)

第5条 本会は、事務所を蔵王協議会事務局内に置く。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1)会長 1人
- (2)副会長 1又は2人

山形大学関連病院会加盟病院一覧

	No.	病 院 名	代表者名	No.	病 院 名	代表者名
国 立	1	国立病院機構山形病院	川並 透	43	二本松会 かみのやま病院	田所 稔
	2	国立病院機構米沢病院	飛田 宗重	44	山形さくら町病院	江口 拓也
県 立	3	山形県立河北病院	深瀬 和利	45	医療法人 舟山病院	鬼満 圭一
	4	山形県立こども医療療育センター	伊東 愛子	46	みゆき会病院	安藤 常浩
	5	山形県立新庄病院	八戸 茂美	47	山形済生病院	石井 政次
	6	山形県立こころの医療センター	神田 秀人	48	山形厚生病院	加賀山哲夫
	7	山形県立中央病院	武田 弘明	49	矢吹病院	矢吹 清隆
市 立	8	寒河江市立病院	後藤 康夫	50	横山病院	横山 智之
	9	鶴岡市立荘内病院	鈴木 聡	51	丹心会 吉岡病院	吉岡 信弥
	10	天童市民病院	木村 青史	52	社会医療法人公徳会 若宮病院	長谷川朝穂
	11	山形市立病院済生館	平川 秀紀	53	明石医院	伊藤 義彦
	12	米沢市立病院	渡邊 孝男	54	大島医院	大島 扶美
	13	尾花沢市中央診療所	本間 直之	55	医療法人霞晴堂 白田医院	白田 一誠
	14	鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院	武田 憲夫	56	長清会 長岡医院	櫻井 清陽
町 立	15	朝日町立病院	小林 達	57	南陽鈴木内科医院	鈴木 哲治
	16	小国町立病院	阿部 吉弘	58	光仁会 PFC JAPAN CLINIC 山形	鈴木 庸夫
	17	町立金山診療所	手塚 裕之	59	吉川記念病院	吉川 順
	18	白鷹町立病院	藤島 丈	60	庄内余目病院	寺田 康
	19	公立高畠病院	泉谷 健	61	医療法人徳洲会 新庄徳洲会病院	笹壁 弘嗣
	20	西川町立病院	須貝 昌博	62	(医)伍光会 北村山在宅診療所	肌附 英幸
	21	町立真室川病院	室岡久爾夫	63	産婦人科 小児科 三井病院	三井 卓弥
	22	最上町立最上病院	佐藤 俊浩	64	医療生協やまがた 鶴岡協立リハビリテーション病院	茂木 紹良
公 立	23	公立置賜総合病院	林 雅弘	65	医療法人健友会 本間病院	菅原 保
	24	公立置賜南陽病院	横澤 秀一	66	医療法人社団慈心会 井出眼科病院	井出 智子
	25	公立置賜長井病院	齋藤 秀樹	67	医療法人社団明山会 山形ロイヤル病院	熱海 裕之
	26	北村山公立病院	鎌塚栄一郎	68	医療法人社団愛陽会 三川病院	錦織 靖
県内医療機関	27	日本海総合病院	島貫 隆夫	69	南陽矢吹クリニック	星 光
	28	日本海酒田リハビリテーション病院	鈴木 晃	70	岩手県立千厩病院	宗像 秀樹
	29	医療法人社団斗南会 秋野病院	伊藤 正尚	71	石巻赤十字病院	石橋 悟
	30	尾花沢病院	渋谷 磯夫	72	泉整形外科病院	高原 政利
	31	小原病院	小原 正久	73	地域医療機能推進機構 仙台病院	村上 栄一
	32	医療法人社団 小白川至誠堂病院	大江 正敏	74	医療法人 徳洲会仙台徳洲会病院	佐野 憲
	33	社会医療法人公徳会 佐藤病院	沼田由紀夫	75	みやぎ県南中核病院	宮崎 修吉
	34	三友堂病院	仁科 盛之	76	医療社団法人青空会 大町病院	猪又 義光
	35	三友堂リハビリテーションセンター	穂坂 雅之	77	太田西ノ内病院	新保 卓郎
	36	至誠堂総合病院	小林 真司	78	呉羽総合病院	緑川 靖彦
	37	篠田総合病院	篠田 淳男	79	鳴瀬病院	鳴瀬 淑
	38	清明会 PFC HOSPITAL	池谷 龍一	80	柊記念病院	太田 守
	39	千歳篠田病院	木村 正之	81	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	柳澤 勉
	40	天童温泉篠田病院	大田 政廣	82	立川総合病院	岡部 正明
	41	鶴岡協立病院	堀内 隆三	83	寿泉堂総合病院	金澤 正晴
	42	東北中央病院	田中 靖久	84	岩手県立遠野病院	郷右近祐司
					県外医療機関	